



Title	長崎医学の百年, 第五章 長崎医学校, 第十一節 獣医学部の設立
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 373-378
Issue Date	1961-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/6614
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T17:51:34Z

第十一節 獣医学部の設立

明治十四年七月五日、長崎醫学校に獣医学部を設置す

ることを決した長崎県では、県令内海忠勝代理県少書記官金井俊行の名を以て、甲第八十七号を以て、長崎醫学校校則第一条を改正して定員百人を百五十人と改め、同校に獣医学部を設置する旨を達した。これは長崎県内に牛疫・馬疫が多くなり、その治療に難儀する向きがあったので、ヤンソンの伝えた獣医学を教授して長崎県内の福祉を計ろうというに於ったのである。そしてこの布達は七月五日に発せられた。

本県甲第百三拾七号布達

長崎県長崎醫学校第一条中百人ヲ百五十人ト改ム

長崎醫学校ニ獣医学部ヲ設置シ同校学則第二条以下ニ抛リ入学ヲ許ス

但人員及ヒ入学ノ期日試験ノ科目ハ追テ醫学校ヨリ広告ス

ヘシ

右布達候事

第五章 長崎醫学校

明治十四年七月五日

長崎県令 内海忠勝代理

長崎県少書記官 金井俊行

この獣医学部設立によって教員雇聘を余儀なくされた長崎醫学校では七月七日に至って学務課にその旨を伺出、二十八日に至り、その伺は聞届けられた。

(朱)

医第卅八号

別紙伺書面之通差当り教員一名雇聘致度候条至急御取斗有之度候也

明治十四年七月七日

長崎醫学校 (長崎醫学校印)

学務課 御中

教員雇聘之儀ニ付伺

本校生徒追々学級モ進歩シ加之当度生徒定員増加ニ相成リ且獣医学部設置相成候ニ付テハ勿論教員ノ増員ヲ要シ候ニ付右者追々相伺可申候得共現今之処差当り月俸二十五円内外ノ処

第十一節 獣医学部の設立

ニテ一名至急雇聘相成候様致度此段相伺候尤モ御許容相成候
得者人物之儀ハ選挙之上更ニ可相伺候也

長崎醫学校長 吉田 健康 (吉田)

明治十四年七月七日

更に、八月十二日、学務課は学第五十二号を以て文部
省地方学務局長に対し、醫学校の教員不足のため、医学
士を招聘したい旨を伝え、その周旋を依頼した。

その回答は九月七日に発せられている。

地方学務局長へ御照会案

本県々立醫学校之儀目下良教師ニ乏敷授業上其他差支候ニ付
御省大学医学部卒業医学士之内専名聘用致度恰用之人物有之
候ハ、乍御手数至急御周旋御差越相成度尤月俸は百円以内支
給之筈ニ候此段及御依頼候也

年号月日

代理 御名

地方学務局長

文部大書記官 辻 新次殿

次に地方学務局長代理からの返書を示す。

学第五十二号

客月十二日付学第五十二号ヲ以テ医学士専名聘用被成度ニ付
御紹介可致旨御依頼之趣了承因テ取調候処目下右聘用ニ応ス
ヘキ者無之候条右様御承知有之度此段及御回答候也

地方学務局長代理

文部少書記官 久保田 讓

明治十四年九月七日

令代理

長崎県少書記官 金井俊行殿

追テ本文医学士ニシテ府県ノ聘用ニ応スル者ハ渾テ月俸百
式拾円内外ニ有之候間此段乍序御含迄ニ申添候也

これに関する九月七日付、学務課の文書を示そう。

医学士御採用之儀文部省へ週日電報ヲ以テ都合御問合相
成候得共未タ回答無之ニ付尚亦電報按相伺候也

八月廿六日依頼セシ医学士ノ都合至急電報アレ

醫学校の整備は教員の質の向上が最も望まれるところ
で、教員の質の低下は最も危険な教育を行うに至る前提
条件である。この教員の質向上を常に配慮しなければ、
よりよい学園の形成は不可能であった。八月三十一日、
吉田健康は金井俊行に次の伺を提出した。

今般本校生徒増員ニ付教員給増額相成候ニ付テハ四拾円ノ教
員二名御雇入可相成筈ニ有之候得共教場之都合ヲ熟考仕候ニ
下級ノ学科ニ適當スヘキ教員ハ在来之人ニテ差支無之然ルニ
追々学期モ相進上級之学期ニ応スヘキ教員不足ニテ實際差支
可申候間兩名之俸給ヲ合セ八拾円ニテ右上級に逼応スヘキ人

名御雇入相成候様仕度此旨何分之御詮議ヲ仰キ候也

長崎醫学校長 吉田健康(健康)

明治十四年八月三十一日

県令代理

長崎県少書記官 金井俊行殿

又、同日、長崎醫学校は学生数の増加に伴い、教員費の増額をみたので、それによって、教員二名を雇入れた旨を学務課に上申しているが、これを次に掲げ、それに対する九月一日付、学務課の回答を示そう。

教員雇入之儀ニ付別帑之通長崎醫学校長ヨリ申出候処右は常置委員会ニ於テ既決之末ニ候得者容易難揺次第二有之且就夫親シク同校長ノ所説ヲ聞クニ近來長崎病院人少ニ依リ同校ヨリ兼勤セル山脇泰助ヲ該院専任為致度ニ付其代員トシテ同人程ノ力量ヲ有スル者ヲ雇入度然ル時ハ其ノ俸給ハ到底八拾円ヲ要スヘシトノ主意ニモ有之成ル程地方税ノ大体ヨリ言ヘハ何レニテモ可然候得共苟モ学校ト病院トハ之レカ主管ヲ異スル以上八月給四拾円ノ山脇某ヲ病院ヘ転シ同様ノ学力アル者ヲ八拾円ニテ雇入ル、ハ学校ノ不得ナルノミナラス本課ヨリ案ヲ草シテ常置委員ノ再議ヲ要スルモ甘心不致儀ニ有之就而者前議之通四拾円ノ教員式名ヲ御雇入之事ニ被決別帑は本課ヘ留置相当人物撰択之儀醫学校長ヘ被達見込ノ者無之時は直

第五章 長崎醫学校

ニ文部省へ御請求相成可然哉奉伺候也

更に、学務課は九月二日よりこの問題を引続き審議し、九月五日に至って六七〇号の長崎醫学校へ教員雇入に對する次の達を發した。

長崎醫学校長へ申入案

其校生徒増員ニ付教員給増額セルヲ以テ月俸四拾円ノ教員二名雇入可相成筈ニ有之候得共實際教授ノ都合ニ依リ右合セテ八拾円ノ者老名雇入相成度旨客月三十一日附御上申ニ候処尚最前之通月俸四拾円ノ者式名雇入之儀ニ御決定相成候条相当ノ人物撰択本月十五日迄ニ御開申有之度此段申上候也
但相当ノ人物御見込ノ者無之候ハ、当該学科等ヲ具シ其趣御開申可有之候也

県庁

学務課

年月日

教員増聘に對する処理が終ると、次に、獣医学部の生徒募集が行われねばならなかった。九月二十一日に長崎醫学校は学務課に對し、次の報告をなしている。

(朱)

医第四拾九号

学第七百三拾号御申入之儀左之通調査致候条此段及御報告候也

第十一節 獣医学部の設立

明治十四年九月廿一日

学務課 御申
長崎醫学校 (長崎醫
学校印)

醫学校本部応募之人員二十拾三名 獣医師部応募之人員一名モ無之
欠員拾貳名

外ニ

再入学許可ス可キモノ二名

なお、九月十九日には監獄則が定められ、十月十二日には、明治二十三年を期して国会を開設すべき旨の大詔が発せられた。ここに漸く立憲政体が整備されることとなったのである。

十一月十九日、学務課は長崎醫学校長に対し、元助訓野田陶庵を採用しないならば退校の旨、通達すべきであると達し、二十四日には学務課及び衛生課は二等教諭に任ぜられた山脇泰介の辞令を達した。

長崎醫学校
長崎病院

長崎病院治療係山脇泰介儀今般長崎醫学校二等教諭ニ補シ候
病病院治療係ハ従前之通候条此旨相達置候事

明治十四年十一月

長官 御名

明治十五年(一八八二年)一月十一日、学務課は醫学校長に対し、二等教諭佐藤方朔の褒賞上申書の不備により返却し、再上申を申入れているが、これは再上申の後、七月二十五日に却下された。

二月十七日、醫学校卒業者に対し、無試験で医術開業免状を与えられることになったが、一方、二月二十七日、伊藤博文は憲法及び制度研究のため、歐洲に派遣されて、漸く立憲政体の確立の方向が定められた。三月二日、開業医の子弟に開業が許され、医術開業の資格査定が統制されるようになったのである。

ところで、先に長崎醫学校に獣医学部の設立が決定し、その拡充が計られていたため、長崎県議会ではその件を審議することとなった。即ち三月二十三日開会の臨時長崎県会「医学費繰越使用案」によれば、明治十四年時長崎醫学校、獣医学部の経費九百九十円は、入学志願者唯一名で、明治十四年度内に開校の運びに至らなかったため、不用となり、それを翌十五年度に繰越使用しようとする議案が審議された。常置委員会ではその原案を認め、

組合審査会も亦、原案を可決した關係にあり、又、極めて簡単な案なので、読会を省略し、その審議に入った。即ち、入学志願者が唯一名に過ぎないというのは、獣医学部設置が人心の帰嚮に一致しないためであるという提議があり、甲論乙駁の後、原案通り可決され、確定された。

次いで、長崎病院及び鑿字校の経費についてもこの次の本会議で議案が提出され、討議されるころがあった。従来もしばしば問題となっていたことではあるが、この議會でも医学教育施設と病院は如何にして調整されねばならないかと云うことが論議されている。養生所と医学所の關係同様、医学教育に関する限り、この問題は區別すべきではないのである。

明治十五年三月三十一日開会、五月九日閉会の通常長崎県会では衛生及び病院費について修正動議が提出されたが、遂に一つも成立せず、すべて原案通り可決された。ところが、長崎病院費を削除して、これを教育費に移し、病院を挙げて鑿字校の附属にしようという提議について

第五章 長崎鑿字校

は、甚だしい論戦が交わされた。従来、長崎鑿字校は実質上、長崎病院を附属施設として用いていたが、病院の維持は県費の中より出されていたので、それが問題となつたのである。

さて、次に長崎病院の遺骨埋葬に関する問題が三月二十日に県令より達せられている。これは明治十三年十二月以来の県令内海忠勝に対する問責に発するものではあるが、長崎鑿字校の構内のことであるため、次に掲げて置こう。なお、これは明治七年十月に、長崎鑿字校が廃止され、蕃地事務局に属して長崎病院が兵員病院に充てられた際の海軍將兵の遺骨埋葬の取扱の疎漏によつて起つた問題である。

「自明治十二年至同十七年、土木課管轄挂支務簿、管轄之部病院再築」に次の文書がある。

臨第三百三拾八号ヲ以テ御照会之趣致承知候遺骨散乱セシ件ハ
主任官ヲ嚴重取糺シテ手統書ヲ出サシメ該書ヲ付添スルノ外
確然タル判定之見込無之又遺骨之アルヘキ見込之土地モ無之
候

転葬取扱方疎漏之段ハ小官職任之責難免ニ付十三年十二月其

第十一節 獸医学部の設立

筋江待罪書ヲ呈シタル義ニ有之且主任官吏処分之義ハ内務省
達之旨も有之ニ付即今同省^五御伺中ニ有之候

明侯又ハ莖包トナシ転葬シタルノ件明解御請求ニ候得共右ハ
小官之指図セシ事件ニ無之即チ安場二等属手續キ書中判明致
居候義ト存候

右及御答候也

明治十五年三月廿日

内海長寄県令

これは海軍省より提出された書類に対する返書で、その用紙には海軍省の用箋が用いてある。